

件名	愛媛県情報公開条例及び愛媛県個人情報保護条例の一部を改正する条例
主管課	県民活動推進課
根拠法令等	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日公布、平成17年4月1日施行） 労働組合法の一部を改正する法律（平成16年11月17日公布、平成17年1月1日施行）
<p>【改正の概要】</p> <p>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の施行（H17.4.1）に伴い、同法との整合を図るとともに、労働組合法の一部改正による規定整備</p> <p>1 愛媛県情報公開条例</p> <p>(1) 非公開基準の整理・統合等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国等関係情報が、審議検討情報又は事務事業情報と性質が類似しているため、削除の上、整理統合</li> <li>・独立行政法人の設立に伴う規定整備</li> </ul> <p>(2) 公益上の理由による裁量的公開規定の創設</p> <p>(3) 公文書公開審査会と個人情報保護審議会を廃し、情報公開・個人情報保護審査会を設置</p> <p>(4) 「地方労働委員会」「労働委員会」</p> <p>2 愛媛県個人情報保護条例</p> <p>(1) 実施機関及び受託者等の安全性確保の措置を努力義務規定から義務規定に強化</p> <p>(2) 非開示基準の整理・統合等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国等関係情報が、審議検討情報又は事務事業情報と性質が類似しているため、削除の上、整理統合</li> <li>・独立行政法人の設立に伴う規定整備</li> </ul> <p>(3) 個人の権利利益の保護のための裁量的開示規定の創設</p> <p>(4) 開示請求及び訂正請求に係る事案の移送規定の創設</p> <p>(5) 現行の削除請求権及び是正の申出制度を廃止し、利用停止請求権を創設</p> <p>(6) 個人情報保護審議会の組織及び運営に関する条項を削除</p> <p>(7) 法に基づく開示等の適用除外とされた個人情報は、条例においても、適用除外とする規定の創設</p> <p>(8) 個人の秘密事項が記録された電算処理ファイルを提供した職員等に対する罰則の創設</p> <p>(9) 「地方労働委員会」「労働委員会」</p>	
施行日	平成17年4月1日（ただし、1(4)及び2(9)については、平成17年1月1日）
<p>【その他参考事項】</p> <p>罰則の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 正当な理由なしに個人の秘密事項が記録された電算処理ファイルを提供した者 ・・・2年以下の懲役又は100万円以下の罰金</li> <li>・ 業務で知り得た個人情報を不正利益を図る目的で提供、盗用 ・・・1年以下の懲役又は50万円以下の罰金</li> <li>・ 職権を濫用して職務以外の目的で個人の秘密事項が記録された文書等を収集 ・・・1年以下の懲役又は50万円以下の罰金</li> <li>・ 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく個人情報の開示を受けた者 ・・・5万円以下の過料</li> <li>・ 審査会における委員の守秘義務違反の罰金の引上げ ・・・1年以下の懲役又は30万円以下の罰金</li> </ul> <p style="text-align: right;">50万円</p>	